2　指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3　指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

（都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第三十四条の六十三　法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第三十四条の六十四　厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

第三十五条第一項第九号中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同条第二項第二号中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に改める。

第三十九条第一号中「第十七条第一項第二号イ」を「第十七条第二号イ」に改める。

第五十二条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第二号」を「第三十五条第二号」に改める。

第五十三条の見出し中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に改め、同条中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第五十四条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に改める。

第五十五条の見出し中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に改め、同条中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に改める。

第五十六条の見出し中「第三十五条第一項第五号」を「第三十五条第五号」に改め、同条中「第三十五条第一項第五号」を「第三十五条第五号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に改める。

第五十七条第一項第二号中「及び氏名」を「、氏名、生年月日及び職名」に改め、同項第六号中「及び経歴」を「、生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九　法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十　役員の氏名、生年月日及び住所

第五十七条第二項第二号中「及び氏名」を「、氏名、生年月日及び職名」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　誓約書

七　役員の氏名、生年月日及び住所

第五十七条第三項第一号中「所在地」の下に「並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」を加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　誓約書

七　役員の氏名、生年月日及び住所

第六十一条中「第五十七条第一項各号（第一号及び第五号）」を「第五十七条第一項各号（第一号、第五号及び第九号）」に、「同条第二項各号（第一号及び第五号」を「同条第二項各号（第一号、第五号及び第六号」に、「同条第三項各号（第一号及び第五号」を「同条第三項各号（第一号、第五号及び第六号」に改める。

第六十四条の五を削る。

第二章に次の一節を加える。

第五節　高額障害福祉サービス等給付費の支給

（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）

第六十五条の九の二　高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号

二　当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額（令第四十三条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）

三　当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第四十三条の五第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入又は修理をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を合算した額

四　当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であって、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

2　前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第六十五条の十中「、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用）

第六十五条の十の二　法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項及び第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求に要する費用

二　前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料

三　民法第八百六十二条（同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報酬

四　前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であって、市町村において支給することが適当であると認めたもの